

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3375号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 吉川浩民：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



開花期だけでなく通年型の来訪をめざして(静岡県河津町) (写真提供:河津町役場)

も く じ

随 情
想 報
政 策

過疎地域の暮らしを守る取組と買物サービスの確保
前 総務省地域力創造グループ過疎対策室 課長補佐 細川敬太
「文教のまち 西原」の歴史を紡ぎ、未来を拓く、町民が夢を持てるまちづくり
「まほろば」を未来のこどもたちに「世界農業遺産認定」にあたり

埼玉県三芳町長 林 伊佐雄

(12)

沖縄県西原町
(11) (7)

コラム

若者との縁が育てる「第2のふるさと」

國學院大學観光まちづくり学部長・教授 梅川 智也

人口減少が進む地方にとって、若い世代との関係をいかに築いていくかは、これからの地域づくりを考えるうえで重要な課題である。一方、大都市の大学で学ぶ学生にとっても、地方の暮らしや仕事に深く触れ、地域の人々と継続的な関係を結ぶ機会は決して多くない。両者をつなぐ仕組みとして、いま改めて注目したいのが、地域をフィールドとするインターンシップやPBL(Project Based Learning)である。

こうした動きは政策面でも広がっている。文部科学省は今年度、「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進事業」を開始し、都市部の大学生が地方で学ぶ機会を広げようとしている。総務省の「ふるさとミラノプロジェクト」や観光庁の「第2のふるさとづくりプロジェクト」も、定住だけを最終目標とせず、地域と継続的に関わる人々を増やす試みといえる。

高等教育でも、地域に一定期間身を置き、そこで働き、暮らし、人と出会う学びが重視されている。私が所属する國學院大學観光まちづくり学部でも、学生が2〜3週間地域に滞在し、自治体や観光協会、企業などの仕事に携わり「観光まちづくりインターンシップ」を行っている。重要なのは、単なる職業体験に終わらず、地域の日常に身を置くことで、その土地の課題や魅力を自分自身で考えることにある。

さらにこの九月からは、私のゼミでも静岡県河津町を舞台に、観光庁の「第2のふるさと

とづくりプロジェクト」の一環としてPBLに取り組む。河津町の事業には「自らつくる、わたしの居場所」という言葉が掲げられている。学生たちにとって河津が、授業が終わった後にも「あの人にまた会いたい」「あの地域のことが気になる」と思える場所になれば、それは教育の成果であると同時に、地域にとっても新しい財産になるだろう。

もちろん、学生を地域に派遣すれば、地域側にも、若者を一時的な労働力や課題解決の担い手としてだけ捉えず、ともに地域の時間を過ごす存在として迎える姿勢が求められる。その地域を気に掛けてくれる人との縁を育てる。そうした長い時間軸こそが大切なのではない。

地方創生の成果を「何人移住したか」だけで測る時代ではない。何人かの若者が地域を知り、再び訪れ、仕事や研究、あるいは人生の節目にその地域を思い出してくれるようになったのか。学生は地方へ行き、やがて都市へ戻る。しかし、そこで生まれた関係は決して失われない。

都市と地方の小さな往復を全国に増やしていくこと、その中から新しい縁が生まれる。その縁を一過性のものにせず、時間をかけて育てていく。その先に、それぞれの人にとっての「第2のふるさと」が生まれていくのではないだろうか。大学と地域には、そのきっかけをつくる役割がある。

写真キャプション

河津町を象徴する満開の河津桜。多くの観光客を惹きつける一方、来訪が開花期に集中することは町の課題でもある。いま河津町では、若者が季節を越えて何度も訪れ、地域との関係を育む「第2のふるさとづくり」に取り組んでいる。河津の魅力と課題を象徴する一枚である。

過疎地域の暮らしを守る取組 ～集落支援員の活用と買物サービスの確保～

前 総務省地域力創造グループ過疎対策室
課長補佐 細川敬太

1. はじめに

現行の過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行されてから、約5年が経過した。今年度は、後期（令和8年度～令和12年度）の過疎方針・過疎計画のスタートの年であるが、目下、人口減少や高齢化が進む過疎地域等の集落において、住民が地域で暮らし続けるための相互扶助機能をいかに維持していくかが重要な課題となっている。

こうした中、目下の課題として、過疎問題懇談会答申において「集落支援員」と「買物支援」について指摘されていることを踏まえ、本稿では、前半で、集落支援員について、制度の概要、集落をめぐる現状、令和8年7月8日に開催された令和8年度第1回過疎問題懇談会（注1）で示された実態調査の内容、今後の制度充実の方向性を紹介し、後半で、昨年度過疎対策室でとりまとめた買物支援に係る調査報告書の内容を紹介する。

2. 集落支援員について

(1) 小規模化・高齢化する集落の現状
人口減少や高齢化が進む中、過疎

地域等における集落においては、公共交通、通院・通学などの利便性の低下のみならず、草刈り・清掃、除雪、防災、農地管理、鳥獣被害対策などの日常生活の相互扶助機能が低下している。総務省・国土交通省の調査（令和6年及び令和元年の4月時点の過疎地域等の条件不利地域に存在する集落が対象（注2））によると、令和6年時点の全75、321集落に関して、65歳以上の人口割合が50%以上の集落数は31、515集落となり、令和元年調査から9、078集落増加している。また、一つの集落の平均人口も194・8人から180・2人へと減少している。住民の暮らしに密接に関連する施設や集落機能の減少・低下も進んでおり、「集落の脆弱化」とも言える状況にある。

(2) 「場づくり」の担い手としての集落支援員
集落支援員は、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方

公共団体の話し合いなどに従事する者である。人口減少下でも住民が地域で幸せに住み続けられるよう、集落支援員は、集落の日常生活の相互扶助機能を支える「インフラ」とも言える重要な役割を果たしている。令和7年度第2回過疎問題懇談会では、集落支援員に求められるあり方として、集落点検と話し合いの促進という基本的役割を維持しつつ、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、地域づくり

集落支援員のあり方のリ・デザイン

【集落支援員に求められるあり方】

人口減少・高齢化が進み、集落機能が低下し、多様な課題が生じる中で、集落の暮らしを守るため、複数集落又は単位集落を対象に、継続的な集落点検（目配り）と話し合いを促進し、集落の多様な課題を市町村と共有し、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担う者として、地域の状況に応じた地域づくりのプロセス（※）に伴走する者

※「地域づくりのプロセス」の一例

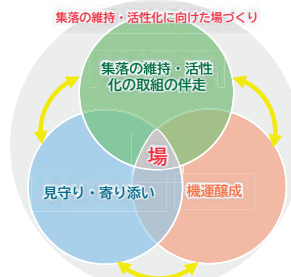
- ①集落点検 ①現場を定期的に訪れ、集落の状況・課題に目配り（点検・情報収集）し、集落の話し合いに必要な材料（データ・アンケート等）を用意し、
- ②話し合いの促進 ②行きつ戻りつしながら地域住民と話し合いを積み重ね、ミッションを共有し、（スモールループの連続）
- ③集落維持・活性化 ③必要に応じて、中間支援者や地域おこし協力隊・地域活性化起業家などの外部人材（関係人口）とともに、持続的な集落の維持・活性化のビジョンづくりや具体的なアクションへ繋げていく（引き入れ）

【集落支援員に期待される主な役割（ミッション）】

・集落支援員は、集落点検、住民の話し合いの促進等の活動を通じて、集落の維持・活性化に向けた「場づくり」を担い、典型的には次のような役割を果たすことが想定されている。

- イ) 見守り・寄り添い 個別訪問等により、集落のさまざまな課題等を把握し、問題解決のつなぎ役を担う
- ロ) 機運醸成 住民の交流や共同作業を通じ、集落の問題解決のため小さな試行錯誤を重ねながら 前向きな思いを振り起こす
- ハ) 集落の維持・活性化の取組の伴走 外部人材等とも連携し、具体的な事業に伴走

（集落の状況や課題に応じて、活動の中心となる役割は柔軟に変わっていくことが考えられ、一定のものではない。）



▲資料1 集落支援員のあり方のリ・デザイン

用の取組事例は8%にとどまり、人手不足の解決策の一つである集落のDXが今後の課題であることも明らかとなった（資料3）。

(4) 集落支援員の課題や市町村のサポート体制

集落支援員の困りごととしては、「役割 目標が不明確」「スキル不足」「住民・自治会との関係づくりが難しい」などが挙げられている。市町村として集落支援員への支援が「十分にできている」のは30%であり、支援に課題がある理由としては、「職員に余力がない」「ノウハウ不足」が特に高いことも明らかになった（資料4）。

政 策



3. 買物支援について

(1) 調査報告書の趣旨と概要

総務省過疎対策室では、令和8年3月に「人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事

(2) 取組のフローと事業検討時の留意ポイント

買物支援事業の実現に向けては、地域住民や民間事業者、行政主体と

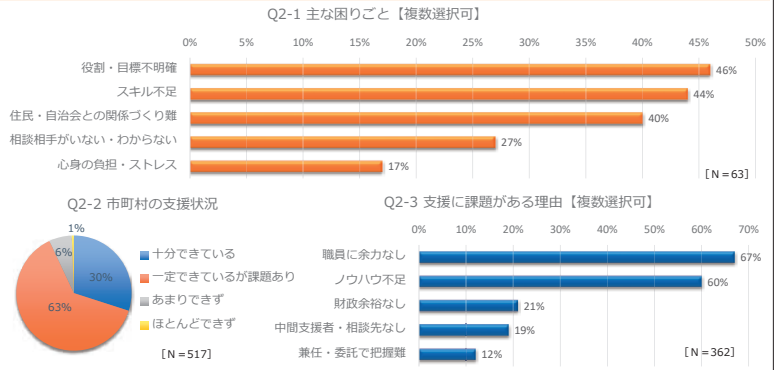
業務報告書等の参考様式、参考事例を示すことにより、地方公共団体におけるよりよい運用を後押ししてまいりたい（資料5）。

業」報告書をとりとめた（注3）。本報告書は、民間事業者による独立採算では経営が成り立ちにくい地域において、公設民営型店舗、移動販売、既存物流の活用等により買物環境を維持している先行事例のノウハウを整理し、市町村や地域運営組織等に提供するものである。

という流れを整理している（資料6）。まず、事業構想の段階では、ワークショップやアンケート等を通じて住民のニーズを把握すること、最寄り店舗への距離・交通アクセス、不足している商品などを踏まえて「代えの利かない」取組となるかを確認すること、既存施設、物流ルート、地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊等の地域資源を把握することが重要である。事業化段階では、

集落支援員の課題や市町村のサポート体制

- 集落支援員の困りごとの内容として「役割・目標が不明確」（46%）、「スキル不足」（44%）、「住民・自治会との関係づくりが難しい」（40%）など複数に分散しており、色々な悩みがある状態（Q2-1）
- 市町村として支援が「十分にできている」のは30%であり、70%の市町村で何らかの課題がある（Q2-2）
- 支援に課題がある主な理由として「職員に余力がない」（67%）、「ノウハウ不足」（60%）が特に高い（Q2-3）



▲資料4 集落支援員の課題や市町村のサポート体制

今後の対応等（具体的な取組）

- 全国各地において、日常生活の相互扶助機能を支えるインフラと言える存在になっている集落支援員が、持続可能なものとなるよう、制度の充実に取り組む必要がある。
- 今回の調査結果で明らかになった課題やニーズに対応するため、具体的に次の取組を進めてはどうか。

- 『過疎地域等における集落対策の推進要綱』等の改正
 - ✓ 集落支援員のあり方・リ・デザイン
 - ・制度趣旨・活動指針・ノウハウの体系的整理
 - ・具体的な業務の明示
 - ✓ 市町村、都道府県、総務省の役割のリ・デザイン
 - ✓ 中間支援者、地域おこし協力隊等との連携
 - ✓ 業務の委嘱、履行確認に関する改善
 - ✓ 集落点検チェックシートの改善
- 『集落支援員ハンドブック（仮称）』の策定
 - ✓ 制度趣旨・活動指針・ノウハウの体系的整理について要綱を補充
 - ✓ よりよい運用のための参考様式の提示
 - ・集落支援員に関する委嘱状、役割の指示、業務報告書
 - ✓ 優良事例集の掲載
 - ・集落支援員の3つの役割（見守り・寄り添い／機運醸成／集落の維持・活性化の取組への伴走）に沿った例
 - ・集落点検の結果が施策に反映された例
 - ・都道府県・市町村向けのサポート体制、中間支援者の取組に係る例
 - ・地域おこし協力隊、福祉・教育分野、DX活用等との連携の例
 - ・業務の委嘱、履行確認の例
- 研修や交流の充実
 - ✓ 地域ごとの集落支援員と地域おこし協力隊の合同研修会・交流会の開催促進（都道府県単位での実施を想定）

▲資料5 今後の対応等（具体的な取組）

の丁寧な対話を通じて、各段階で合意形成を図りながら事業を進める必要がある。本報告書では、買物支援事業の実現に向けた検討フローとして、地域の

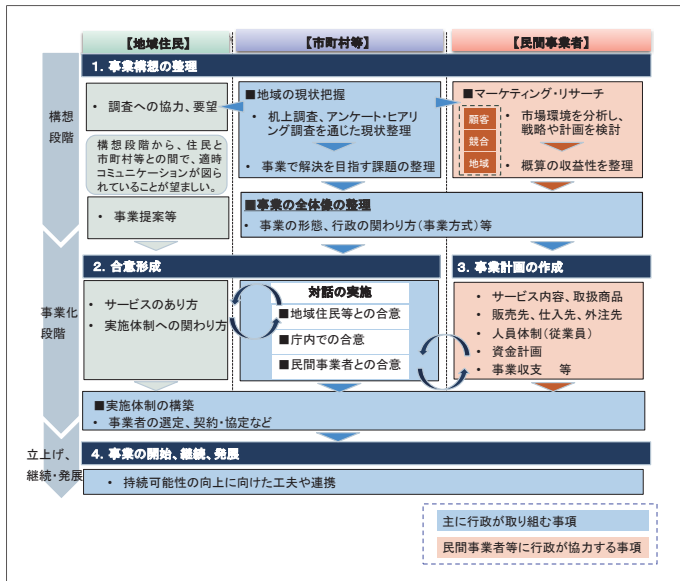
ニーズ把握関係者との合意形成、事業の具体的な検討、事業の展開という流れを整理している（資料6）。まず、事業構想の段階では、ワークショップやアンケート等を通じて住民のニーズを把握すること、最寄り店舗への距離・交通アクセス、不足している商品などを踏まえて「代えの利かない」取組となるかを確認すること、既存施設、物流ルート、地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊等の地域資源を把握することが重要である。事業化段階では、

(3) 官民連携のあり方
官民連携の先行事例では、民間事業者は運営上の工夫を行い、行政側はノウハウ提供や財政支援、周知・広報、販促活動、施設改修費負担、公共施設の無償提供などを行っている。それらの課題と工夫例については、次のとおりである（資料7）。

主な事業手法としては、指定管理、使用許可、貸付、業務委託、民間事業があり、地域の実情、公益性と収益性のバランス、施設の利用状況、民間事業者の状況などを総合的に勘案して選択することとなる。

「店をつくる」事例として、長野県天龍村では、村内の生鮮食品を扱う商店の開業が進む一方、自動車の運転を控える高齢住民が多い状況を

政 策



▲資料6 買物支援事業の実現に向けた検討フロー

買物支援に取り組む課題と工夫例	
本調査の事例では、過疎地域等における買物環境の課題に対応するため、官民連携によって下記の工夫を実践して、買い物サービスの持続性を確保。 ・民間側は運営上の工夫を実施 ・行政側はノウハウの提供や財政支援などを実施（【行政】と記載）	
課題	課題に対応するための工夫（事例）
仕入れ	・ボランティアチェーンによる仕入れの効率化（事例多数） ・商品に応じて地元卸や地元農家からの委託販売を活用（とごうちストア） ・商品数の絞り込みによる、販売ロスの低減（関金ストア、エスマートわかさ店、おまかせくん）
物流	・共同配送、混載によるコスト低減化（とよおかマルシェ、おたがいマーケット） ・既存店舗への物流網の活用（集Lab、関金ストア等） ・職員の通勤と組み合わせた既存物流拠点から店舗までのラストマイル輸送（満島屋）
販売	・移動販売の併用等、多様な販売形態の検討（エスマートわかさ店、ゆるりん館） ・行政による周知、広報活動（おたがいマーケット） ・地域と連携した販促活動（商品券等の配布など）（関金ストア） ・取組への住民の支持による買い支え（かわかみらいふ、満島屋）
人材	・地域団体によるきめ細かなサービスの実施（かわかみらいふ） ・デマンド交通との連携（満島屋、とよおかマルシェ等） ・自宅から拠点まで「取りに来る」販売形態（おたがいマーケット、集Lab）
各種経費	・地域運営組織、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり人材の活用（事例多数） ・決済システムの効率化（無人レジ等）（おたがいマーケット、おまかせくん） ・営業日の限定、営業時間の短縮（なんぐうマート、関金ストア等）
	・【行政】イニシャルコストの行政負担（施設改修費等）（事例多数） ・従前の施設の設備等の活用（事例多数）
	・売場面積の適正化（なんぐうマート、とよおかマルシェ、セブンイレブン八女野村店） ・省エネ機器の導入（なんぐうマート、とよおかマルシェ）
	・【行政】地域団体による公益的な事業として、公共施設の空きスペースを無償で提供（関金ストア） ・【行政】指定管理者（地域運営組織）と民間事業者の共同事業について、賃料を無償化（おまかせくん）

更に、買物支援事業においては、事業主体となる市町村にとって様々な制約がある中、生活必需品の小売等、住民生活に不可欠なサービス供給の持続性の確保は、政府の重要課題と位置付けられていることも踏まえ、国や都道府県は、過疎地域等に対してノウハウ面や財政面の支援を強化することが期待されている。

▲資料7 買物支援に取り組む課題と工夫例

総務省としては、全国各地において、日常生活の相互扶助機能を支えるインフラと言える存在になっている集落支援員が、持続可能なものとなるよう、制度の充実に取り組んでいく。各町村におかれては、集落支援員について、見守りや集落点検を通じて地域の状況課題に目配りし、住民同士の話し合いを促進し、その内容を市町村の施策の充実にもつながら、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向けて、積極的に活用いただきたい。

また、買物支援について、本報告書は必ずしも買物支援事業の「マニュアル」ではなく、それぞれの地域の実情に応じた検討のためのヒントを示すものである。各町村におか

踏まえ、村民へのアンケートや意見交換会を重ね、ミニスーパー、コインランドリー、交流スペース、多機能トイレを併設する複合施設「満島屋」を整備した。村主導の取組であると同時に、計画段階から村民の参画を重視したことによって、村民に親しまれる施設となっている一例である。

一方、「店／商品を届ける」事例として、奈良県川上村では、村、商工会、地域の事業者で設立した一般社団法人かわかみらいふが、移動販売や生協商品の配達代行を実施して

いる。配送時に看護師や歯科衛生士を同行させ、住民の見守りを行っている点が特徴的であり、「買物」を通じて住民の福祉の実現がめざされている好例である。

また、鳥取県八頭町では、県内企業が運営するECモールサービスを活用した買物支援事業に取り組んでいる。町では、注文と配達の拠点を地域に開設するとともに、タブレット機器などの操

作に不慣れた住民をサポートするスタッフが配

置し、拠点で開催される健康体操など高齢住民を対象とした福祉イベントと組み合わせることで、高い利用率を実現している。

また、市町村等においては、民間事業者側の視点を理解して、協力関係を築くことは重要である。民間事業者にとって、過疎地域等での買物支援は採算性の観点ではチャレンジングな環境であるが、企業イメージ

の向上、地域貢献、新たな市場開拓、販売手法の実証、人材育成、ノウハウ獲得など、売上利益では測れない効果も指摘されている。他方で、出店判断に当たっては、初期費用の回収可能性、既存物流ルートとの接続性、周辺の公共施設・集客施設、店舗として活用可能な既存建物、駐車場、インフラ、店舗オーナーの熱意、首長のリーダーシップや議会の合意などが考慮される。



政 策

れては、自らの地域が置かれている条件に近い事例や手法を参考に、地域住民、地域運営組織、民間事業者等との丁寧な対話を通じて、持続可能な買物サービスの確保に取り組んでいただきたい。

〔注〕

(1) 令和8年度第1回過疎問題懇談会
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/02gyosei10_04000104.html
 (2) 過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査〔令和7年3月〕
<https://www.mlit.go.jp/kokudo-seisaku/content/001903318.pdf>
 (3) 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html

【お問い合わせ先】

総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室

TEL: 03-5253-5536
 (直通)

MAIL: kasotaisaku@soumu.go.jp

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
 ●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507 (2023.8.1作成)]

ご活用ください！ 町村専用 Web サイト「町村.com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用 Web サイト「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供し、町村関係者にとって役立つ Web サイトとなることをめざし、これからも充実を図ってまいります。ご感想・ご意見は、下記のメールアドレスにお寄せください。



「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用 Web サイトです。ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ(平成18年9月27日付)しております。お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

詳しくは Web へ



お問い合わせはこちら



フォーラム



▲中城湾上空から望む西原町

沖縄県
にし はら ちよう
西原町

「文教のまち 西原」

～歴史を紡ぎ、未来を拓く、

町民が夢を持てるまちづくり～

西原町の概要とまちの歩み

西原町は、県都・那覇市の北東約10km、沖縄本島中部の東海岸に位置する面積約16km²のまちです。南側には標高158mの連玉森（うんたまむい）が美しい稜線を描き、豊かな自然と歴史が調和しています。町名は、琉球王国時代に首里城の北方（方言で北を「ニシ」と呼ぶ）に位置していたことに由来し、古くから王府の直轄領として穀倉地帯の重要な役割を担ってきました。

明治41年に県内初の近代的な機械を備えた分蜜糖工場が設置されるなど、近代にかけてはサトウキビを中心とした糖業で発展を遂げました。昭和54年の町制施行以降は、道路網の整備が進み、臨海部への製造業の工場集積や大

型商業施設のオープンなどにより都市化が急速に進展しました。人口は令和8年4月末時点で35,452人を擁し、県内でも活力あるまちとして発展を続けています。

本町では、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに協力し合う協働のまちづくりを進めるための最高規範として「西原町まちづくり基本条例」を制定しています。この条例では、まちづくりの基本方向として「平和で人間性豊かなまちづくり」「安全で環境にやさしいまちづくり」「健康と福祉のまちづくり」「豊かで活力のあるまちづくり」という4つを掲げています。町長自らが先頭に立つトップセールスのもと、町民参画による「文教のまち西原」のさらなる深化と発展をめざしています。



1. 歴史・文化と平和を次世代へ継承するまちづくり

本町は、琉球王国第二尚氏王統の始祖・金丸（のちの尚円王）ゆかりの地です。国指定史跡である「内間御殿（うちまうどうん）」は、地域の信仰と生活を支える聖地として重要な役割を果たしてきました。この歴史的資産を将来へ継承するため、現在、整備基本計画に基づき「東江御殿（あがりーどうん）」の石牆（せきしょう）整備を進めています。また、町内の文化財を案内できる歴史ガイドの育成に取り組み、ガイドを活用した地域散策事業「邑廻（むらみくえい）」や「歴史の道を歩く」事業などを展開し、地域資源



▲運玉森の美しい稜線を望む

の再発見に努めています。

さらに、戦後復興の心の支えとして受け継がれてきた「綱ひき」や「むらあしび（村遊び）」といった伝統行事が町内各地域で盛んに行われており、その保存・継承を支援することともに、南米やハワイなどから海外移住者子弟の研修生を受け入れるなど、国際交流の推進にも力を入れています。

一方で、本町は沖縄戦の激戦地として、当時の住民の約半数が命を落とした悲惨な歴史を持ちます。慰霊碑「西原の塔」や町指定史跡「旧西原村役場壕」は、先人たちの過酷な体験と平和の尊さを今に伝えていきます。この歴史的教訓を風化させないため、6月の平和月間における西原町戦没者追悼式や平和資料展の開催をはじめ、関係団体



▲国指定史跡「内間御殿」



▲我謝大綱ひき

2. 「文教のまち西原」を支える教育環境と人づくり

と連携した音楽イベント「平和の約束」の開催、平和の語り部アーカイブ映像の保存・活用事業を実施しています。また、沖縄戦の犠牲となった方々を追悼し、平和を願う歌「月桃」の歌詞が刻まれた「月桃の歌碑」など多様な資源を活用し、「西原町非核反戦平和都市宣言」のもと、町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現に向けた教育を行っています。

昭和52年から昭和59年にかけて、那覇市の首里城跡地にあった琉球大学が本町へ移転してきたことは、西原町にとって大きな転換点となりました。昭

和57年には、町はこの一大事業を契機に、「文教のまち西原」を将来像と定め、以来、県内有数の教育拠点として発展を遂げてきました。現在、町内には琉球大学をはじめ、沖縄キリスト教学院大学などが立地し、幼児教育から大学まで恵まれた知のネットワークが形成されています。

学校教育においては、児童生徒の確かな学力向上のため、GIGAスクール構想をさらに推進し、電子黒板の年次的な更新をはじめとするICT環境の充実と、それらを活用した授業づくりに努めています。また、特別支援教育を担う教職員に対して専門的な指導・助言を行う「特別支援教育アドバイザー」の各学校への配置や、不登校児童生徒のための「校外自立支援室」新規設置など、誰一人取り残されない多様な学びの場を保障しています。

学校部活動においては、バレーボールやマーチングバンドが伝統的に盛んで、全国レベルの活躍は町民に大きな勇気と感動を届けています。



▶バレーボールのまち西原宣言碑

フォーラム

3. トップセールスによる財政健全化と協働による行政運営

「西原町まちづくり基本条例」に基づく協働のまちづくりを実践するためには、町民への分かりやすい情報共有と、持続可能な行財政基盤の確立が不可欠です。

本町では、町長自らが国や県、民間企業へ積極的に足を運ぶ「トップセールス」を展開しています。これにより、西原西地区土地区画整理事業や基幹道路網の早期完了に向けた財源を確保するとともに、企業立地環境の整備による企業誘致の促進、町内雇用の拡大に取り組んでいます。また、ふるさと納



▲西原高校マーチングバンド

税の推進体制を強化し、返礼品の拡充を図った結果、前年度実績の倍以上の寄付額を集めるなど、自主財源の確保に確かな成果を上げています。加えて企業版ふるさと納税の活用にも積極的に取り組んでいます。

同時に、長引く物価高騰への対応として、国の地方創生臨時交付金等を活用し、「地域消費喚起型商品券」を発行し、町民の経済的負担を軽減するとともに、町内事業所での消費を促し、地域経済の好循環を生み出しています。また、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付の拡大や、オンライン口座振替手続きの導入など自治体DXを推進しています。町民がまちづくりに興味を持ち、参加しやすい環境を整えるとともに、窓口業務の改善を図り、きめ細かな住民サービスの提供に努めています。

4. まちの未来を拓く大型プロジェクトと都市基盤整備

沖縄県の観光産業において、西海岸に並ぶ新たな柱として東海岸地域の活性化が急務となっています。その起爆剤として、西原町と与那原町に跨るマリントウン地区への「大型MICE施設」の整備が決定しています。現在は、PFI（民間資金活用）方式を盛り込

んだ計画のもと、早期の再入札公告と事業着手が強く期待されています。本町では、大型MICE施設の供用開始を見据え、後背地にあたる小那覇地区の観光商業地域としての都市基盤整備を検討するなど、「アフターMICE事業」の展開に向けた受け入れ態勢の強化を進めています。

また、本町の未来を描くうえで欠かせないもう一つの重要施策が、琉球大学医学部および同附属病院の移転に伴う跡地利用です。広大な跡地の有効活用は、次世代の西原町のまちづくりを大きく左右する一大プロジェクトです。新たな地域活性化の拠点として機能するよう、国や県、大学など関係機関と緊密に連携しながら、未来を見据えた跡地利用の検討を積極的に進めています。



▲西原西地区区画整理事業イメージパース

5. 豊かな資源を活かした地域産業と観光の振興

本町の観光分野では、約550mの美しい白砂が広がる「西原きらきらビーチ」が人気を集めています。海水浴はもちろん、バーベキューやビーチバレー、ビーチサッカーのほか、バナナボートや水上バイクなど各種マリンスポーツなどさまざまなアクティビティが楽しめます。遊泳期間は監視員が常駐し、クラゲネットも設置されているため安全に海水浴を楽しめるビーチとなっています。

地域の行事も多彩で、町を代表するイベントが「西原まつり」です。最終日のクライマックスで披露される壮大



▲西原まつりでの旗頭ガーエー

フォーラム



▲西原さわふじマルシェ

な歴史ショー「尚田王琉球絵巻」や大迫力の旗頭一斉ガーエーは、観光客を含む多くの来場者を魅了します。また、西原町青年連合会が中心となって開催する「さわふじ青年エイサー祭り」も地域活性化のみならず、青年会活動の活性化と伝統文化の継承につながっています。

さらに、豊かな特産品も自慢で、昔ながらの甕仕込み製法で造られた「甕仕込泡盛」、沖縄独自の食文化を支える「島豆腐」のほか、健康志向に心えるスーパーフード「モリンガ」の加工品「モリンガ茶・パウダー」、沖縄の定番お菓子「紅芋チップス」「紅芋タルト」「塩せんべい」などが人気です。

こうした豊かな特産品が一堂に会

し、西原町の歴史や文化などが学べる農水産物流通加工観光拠点施設が「西原さわふじマルシェ」です。この施設には、新鮮な地元食材や特産品が揃うJAおきなわファーマーズマーケット「つんたま市場」や、歴史・文化や観光情報の発信拠点「西原劇場」、地元食材を使った料理を提供するレストランや屋外店舗が集積し、町の活性化の核となっています。

6. 切れ目のない子育て支援と、誰もが輝く共生社会の実現

少子高齢化が進行する中、安心して出産・子育てを行える環境づくりは最重要課題です。令和8年度の目玉として、長引く物価高騰で負担が増す子育て世帯を支援するため、国の交付金を活用し、町立小中学校の「学校給食費の完全無償化」を実施し、栄養バランスのとれた食事の提供を進めています。さらに、こども医療費助成の対象を入院・通院ともに「高校生年代まで拡大」し、保護者の経済的負担を大幅に軽減しています。

幼児教育・保育環境の充実を図るため、令和5年度から順次、町立幼稚園4園の認定こども園化を進め、今年度はその最終年として本町初の公立こども園である「西原こども園」が開園し、「質の高い教育・保育」の実践を行うモデル園としての役割を担っています。



▲「西原こども園」の開園

す。

また、不妊治療を行う方々への支援として、保険適用外となっている先進医療不妊治療の費用助成を実施し、経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠前から子育て期に至るまで、こども家庭センターを中心に切れ目のない伴走型支援体制を構築しています。

高齢者や障がい者福祉、健康増進においても手厚い施策を展開しています。西原町健康増進計画「にしはら健康21(第3次)」に基づき、新たに40歳から70歳までの女性を対象とした

「骨粗しょう症検診の助成」の開始、若年がん患者が住み慣れた自宅で安心して療養できるよう「在宅サービス利用料等の一部助成」を新設、高齢者の加齢性難聴者補聴器購入費助成の増額などに取り組んでいます。また、ミニデイサービス事業である「いいあんべー共生事業」を中心とした地域介護予防活動や地域包括ケアシステムの深化を図り、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる地域共生社会の実現をめざしています。

おわりに

本町を取り巻く環境は、物価高騰や人口減少など依然として厳しい状況にあります。しかし、このような不透明な時代であるからこそ、小規模自治体ならではの機動力と柔軟性を最大限に発揮しなければなりません。

「西原町まちづくり基本条例」にうたわれる「町民協働」の精神のもと、トップセールスによる強いリーダーシップを発揮し、町民の皆さまの声をしっかりと行政に反映し、必要な施策には積極果敢に投資を行っていきます。先人たちが築き上げた歴史と文化を守りながら、次世代のこどもたちが夢と希望を持てる「文教のまち西原」の実現に向け、西原町はこれからも力強く邁進します。

町村

ご当地キャラじまん

Vol.201

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。

岩手県金ケ崎町

北海道えりも町

北海道福島町

北海道の東南端に位置するえりも町は、コンブ、サケ、ウニ等の漁業と数々の景勝地を有する観光の町です。町の観光スポットを代表する襟裳岬の観光施設「風の館」が1997年にオープンする際に誕生したキャラクターが「ウィンディーくん」です。襟裳岬周辺に生息する「ゼニガタアザラシ」をモチーフとし、襟裳岬が強風の地であることにちなんで、英語で風が強いことを表す「windy」から名付けられました。体に描かれている丸い銭形模様のうちひとつだけ、人気の観光スポット「豊似湖（とよにこ）」と同じハート型になっているのがチャームポイントの「ウィンディーくん」。「風の館」のPRだけでなく、毎年8月に開催され50年以上も続く「えりもの灯台まつり」をはじめ、地域振興イベントや物産展などでも町の観光PRキャラクターとして活躍しています。

ウィンディーくん

北海道えりも町



活発な性格。輪投げが得意で、趣味はスイミングだが、意外にも運動は苦手。こどもの笑顔が大好きで、意地悪な人は苦手。好きな場所は、もちろん襟裳岬。好きな言葉は「地球の魅力、全部。えりも町！」。

福島町PRキャラクター

するめ

北海道福島町



渡島半島南西部、松前半島先端に位置する福島町は、北には秀峰大干軒岳、南には津軽海峡の潮流が創った奇岩の絶景が続く岩部海岸を有している自然豊かな町です。イカ漁が盛んで、「するめ」の生産量は日本最大級を誇ります。また、2人の横綱「千代の山」と「千代の富士」誕生の地としても知られています。そんな町を象徴するキャラクターが「するめ」です。公募などでデザインが決まることが多いご当地キャラクターの中では珍しく、観光協会の職員が福島町を全国にPRしたいという思いから自らデザインし、2011年に誕生しました。町内外のイベント等に出没する「するめ」ですが、隣接する松前町で毎年5月に開催される「桜まつり」には必ず参加しており、他のご当地キャラクターや観光客との交流を大切にしています。



6月3日生まれ。ツンデレでやんちゃな性格。特技は相撲。ちゃんこ鍋といか刺しが大好き。趣味は日向ぼっこ（「天日干し」）。雨が苦手。好きな言葉は「つつあんてす」。たまに語尾に「するめ」と付けることがある。

金ケ崎町PRキャラクター

アースくん・パーラちゃん・ガースくん

岩手県金ケ崎町



アースくん（左）とパーラちゃん（右）は、2010年6月に開催された第1回アスパラ収穫祭を盛り上げるために、町の臨時職員として採用。その後町の各種イベントで仲を深め、2012年に結婚。2014年にガースくん（中）誕生。

岩手県南西内陸部に位置する金ケ崎町は、奥羽山系の駒ヶ岳を有する山岳高地から平坦地へと西から東にかけて標高差が1、300m以上もある町です。山麓地帯では広大な牧草地を活用した酪農や大型畜産が行われていて、肥沃な扇状地帯では米、野菜の栽培が盛んです。そんな金ケ崎の「アスパラガス」のために2010年に開催された「アスパラ収穫祭」を機に、「アスパラガス」をモチーフとした「アースくん」と「パーラちゃん」が誕生しました。ふたりの活躍を経て、さらに「ガースくん」が誕生し、3人家族となつてからは一層人気を集め、多くのファンから年賀状が届くほどです。金ケ崎町の重点推進作物である「アスパラガス」のPRだけでなく、町のお祭りやイベント等、さまざまな行事で3人仲良く活動しています。

随 想

「大和は国のまほろば^{たたら}豊なづく青垣^{やましろ}山隠れる大和しうるわし」(古事記)

倭^{やまと}建^{たけ}命^{のみこと}が望郷の念を込めて詠んだこの歌に出会ったとき、私はそこに、我がふるさと・三芳町に広がる武蔵野の風景を重ね合わせずにはいられませんでした。幾重にも平地林と畑が重なり合う武蔵野地域は、麗しき「まほろば」そのものだったからです。私はこの地で、開拓から続く11代目の農家の長男として生まれました。

少年時代、武蔵野の平地林をこよなく愛し、一人でよく歩きました。武蔵野台地の空は、大きく青く、白い雲が流れ、昇る陽、沈む陽、満天の星々と対話し、遠くそびえる富士や秩父山脈に見守られて生きてきました。平地林は命輝く美しき生き物の宝庫で、春は木々が芽吹き始め、山桜やスミレ、キンランが咲き誇り、夏になると山百合、蝉や蝶、鈴虫やクツワムシがその命をおう歌する。秋は紅葉、冬は白銀の世界が広がっていました。

「まほろば」を未来のこどもたちに
世界農業遺産認定にあたり

埼玉県三芳町長

林 伊佐雄

しかし、高度経済成長とともに都市化の波が当地域に押し寄せ、「まほろば」も少しずつ変わってきました。平地林や屋敷林が失われる度に心が痛みました。当地域の開拓の歴史を学ぶにつれて、この「まほろば」を未来へ継承していくことの必要性を強く感じるようになりました。

今でも鮮明に覚えているのが、2023年6月に行われた認定の可否を決めるFAOによる現地調査での李先生(中国)の講評です。
「大都市近郊にもかかわらず、360年にわたり、このような伝統的なシステムが保全継承されているのは奇跡である。しかも若手後継者も

できました。翌年、石川県能登で開催された世界農業遺産国際会議に参加し、その意義と重要性を認識し、認定をめざすことを決意いたしました。世界農業遺産は、国連食糧農業機関(FAO)が、2002年に近代化により失われていく伝統的農法、それに関連する文化、風習、景観と生物多様性に富んだ世界的に重要な地域を次世代に継承し、人類の飢餓と貧困をなくしていくことを目的に創設した制度です。

多く、システムに生命力がある」
その言葉を聞いた瞬間、思わず涙がこぼれました。開拓から360年、農法を守り続けてきた先人たちの情熱と努力が世界で評価され、喜びと感謝の気持ちで一杯になりました。現在、世界で104の地域が認定されていますが、大都市近郊都市農業での認定は当地域が唯一であり、それゆえ多くの課題もあったのです。

AO本部で行われました。三芳町は、サイドイベントとして同時期に世界農業遺産に認定を受けた韓国河東(ハドン)郡と友好都市協定を締結しました。世界的にも先進的な事例であると、FAOからも高く評価されました。

この調印式で、河東郡から私たちにメッセージがありました。

「If you want to go fast, go alone.
If you want to go far, go together.」
(早く行きたければ一人で行け、遠くへ行きたければ共に行け)

FAOの思想を表すときによく使われるアフリカの諺です。私たちは、世界農業遺産を保全継承し、持続可能な開発に向けて共に取り組み、いつまでも共に歩んでいくことを誓いました。

産業革命以降、人類の社会経済活動が拡大の一途をたどり、気候変動や生物多様性の減少など地球が悲鳴を上げ、プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)が迫っていると言われています。また、世界は紛争や分断等により未来が不透明で混沌としています。今、何よりも大切なのは、未来のこどもたちに平和で美しき地球を継承していくことではないでしょうか。「Go together」は、FAOが進める食糧政策のみならず、あらゆる分野において世界が持続可能で平和な社会を実現するうえで、私たちがめざす羅針盤と言えます。